

求人票

(2019年3月卒業予定者)

求 人 者	ふりがな	せんとらるそふとかぶしきがいしゃ			代表者	代表取締役社長 古賀 健太郎			
	会社名	セントラルソフト株式会社							
	所在地	〒101-0032 東京都千代田区岩本町2丁目4番3号 太陽生命神田ビル8階 TEL:03-5822-0601 FAX:03-5822-0604							
	事業内容	・各種システムのコンサルタント業務 ・システムの設計、開発、保守 ・ネットワークの提案・構築、サーバ構築、セキュリティ対策 ・大型汎用機、サーバによる各種システムの運用管理			設立	1987年7月			
	書 提 出 先	〒101-0032 東京都千代田区岩本町2丁目4番3号 太陽生命神田ビル8階 TEL:03-5822-0601 FAX:03-5822-0604 MAIL:kyujin@central-soft.co.jp URL:http://www.central-soft.co.jp	資本金	8,000万円			年商	20億4,700万円 (グループ26億2,700万円)	
			支店	福岡、札幌に各1か所			関連・系列会社	(株)ロイヤルネットワーク	
株式			非上場			従業員	290名		
採用担当者			人事部 人事課 課長 田中 貴士			インターンシップ受入	無		
求 人 内 容	募集職種	職務内容	勤務地	学部・学科等指定	求人数	大学院	既卒		
	システムエンジニア プログラマ	基本ソフトの開発・設計 アプリケーションソフトの開発・設計 SESのサポート業務	東京	不問 (工学部・理学部尚可)	15名	可	可		
	インフラエンジニア	ネットワークソリューションの提案 構築、セットアップ、インストール サーバの設計・構築	東京	不問 (工学部・理学部尚可)	15名	可	可		
	運用オペレータ	大型汎用機や サーバの運用管理	東京	不問 (工学部・理学部尚可)	5名	可	可		
勤 務 条 件	初 任 給	区分	大学院修士卒	大学卒	短大・高専卒	勤務時間	平日 9時00分から 17時30分まで 土曜 時分から 時分まで	賞与	年 2回
		基本給 (賞与計算額)	198,000円	183,000円	166,000円	休日	週休2日制(完全) 有給休暇 初年度10日 (最高 20日まで) その他(夏季、 慶弔、産前産後)	交通費	全額(定期代)
		住宅補助	15,000円	15,000円	15,000円				
		技術手当	情報処理技術者資格種別により加算される			寮	寮・社宅完備	保険等	健康・厚生・ 雇用・労災・ 財形・退職金
		計(税込)	213,000円	198,000円	181,000円				
		応 募 ・ 選 考	提出種類	1.履歴書 2.成績証明書 3.卒業見込証明書 4.健康診断書 5.学校推薦書(推薦の場合のみ)			受期	付期	随時
選考日時	随時			場	所	別途連絡			
選考方法	1.書類選考 2.筆記(一般常識・小論文、適性検査) 3.面接			応	募	学校推薦、自由応募			
備 考	考	◆3月より会社説明会・採用試験を 東京、福岡、札幌で随時開催します。 マイナビ2019へエントリーしてご参加ください。 ◆自由応募も受け付けます。 採用担当までメールにてご連絡下さい。			お問 い合 わせ お申 込	◆マイナビ2019よりエントリーして下さい。 説明会/採用試験の申込ができます。 ◆採用担当者までメールでご連絡ください。 TEL(03-5822-0601) MAIL(kyujin@central-soft.co.jp) *詳細はマイナビが弊社HPをご覧ください。			

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 セントラルソフト株式会社

事業所所在地 東京都千代田区岩本町2-4-3 太陽生命神田ビル8階

代表者名 代表取締役社長 古賀 健太郎



対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。

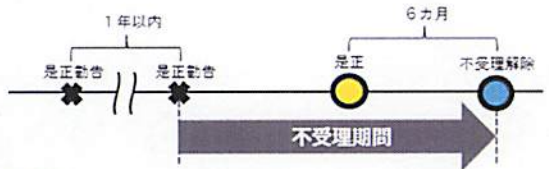
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にし点（「✓」）を記入してください。なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

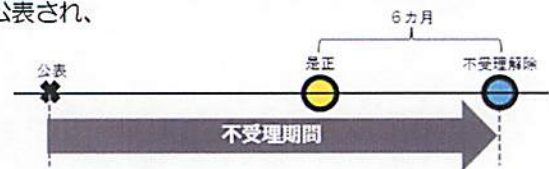
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



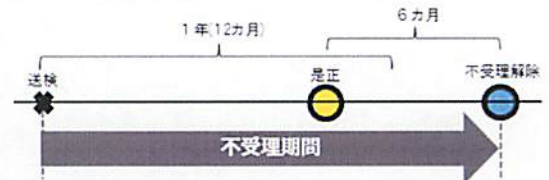
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

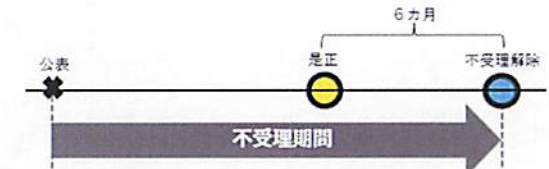
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年(12カ月)が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。